

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象チェックリスト

会 社 名

代表者職氏名

設備投資を行う場所	設備投資内容	借入予定額
香川県		円

(1)から(7)までの要件の全てに該当する必要があります。

項目	確認事項	チェック
補助 対象者	(1) 次の①から④の要件の全てに該当する。	
	① 香川県内に本社又は事業所を有する中小企業者(会社、個人)で、製造業を営んでいる。 注) 中小企業者…中小企業基本法第2条に規定する者。業種ごとに「資本の額又は出資の総額」が「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する会社及び個人。 注) 主たる事業が製造業でなくても、製造業を営む事業所(下記②参照)がある場合は、補助対象者となる。 注) 香川県外の中小企業者で、新たに県内において設備投資を行う場合も含む。	☐
	② 設備投資を行う事業所が、香川県内にあり、かつ、製造業を営む事業所である。 注) 製造業を営む事業所…日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に掲げる大分類E-製造業に属する事業所をいう。 注) 物の製造、加工を行う事業所であっても、製造業に含まれない場合がある。	☐
	③ 県税を完納している。 注) 香川県外の中小企業者で、新たに県内の事業所において設備投資を行う場合はこの限りではない。	☐
	<平成 31(2019)年4月1日以降に追加となった要件> ④ BCP を策定していること、又は BCP 策定期限までに BCP を策定すること。 注) BCP 策定期限とは、補助金交付対象者の確認後、2回目に到来する交付申請兼実績報告書の提出期限をいう。	☐
補助対象 設備投資	(2) 次の①から③のいずれかに該当する設備投資を香川県内の事業所において製造業のために行ったものである。 (①から③のいずれかに該当した場合チェック→)	☐
	① 工場(付随する倉庫又は事務所を含む)の新築、増改築、取得(中古含む)。 注) 工場…物の製造又は加工の用に供する施設をいう。 注) 土地及び住居の用途に供する部分を除く。 注) 倉庫又は事務所のみの新築等は含まない。	☐
	② 試験研究施設(付随する倉庫又は事務所を含む)の新築、増改築、取得(中古含む)。 注) 試験研究施設…技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は当該工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。 注) 土地及び住居の用途に供する部分を除く。 注) 倉庫又は事務所のみの新築等は含まない。	☐
	③ 機械及び装置の取得(中古含む)。 注) 機械及び装置…工場、試験研究施設又は倉庫において物の製造若しくは加工又は工業技術の開発等のために直接的に使用されるものであって、地方税法第 341 条第4号に規定する償却資産をいう。 注) 工場、試験研究施設と一体的に整備される場合は、工場、試験研究施設の新築等を含む。	☐
	(3) 国、自治体等からの助成を受けて行われた設備投資でない。 注) 県、市町、独立行政法人、その他公的団体を含む。	☐
補助対象 利子	(4) 一の設備投資に対して金融機関から証書貸付により 1,000 万円以上の融資を受けた借入金である。 注) 1,000 万円以上の借入金には、対象となる設備投資以外(運転資金など)は含まない。	☐
	(5) 借入金に係る利子に対して、国、自治体等から直接助成を受けていない。 注) 県、市町、独立行政法人、その他公的団体を含む。	☐
	(6) 借入金は、令和7(2025)年 12 月 31 日までの間に金融機関との間において金銭消費貸借契約が締結され、かつ、融資が実行されたものである。 注) 併せて、一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てについても、同日(令和7(2025)年 12 月 31 日)までの間に完了していることが必要(下記(7)及び同注書を参照)。	☐
確認申請書 提出期限	(7)確認申請書は、融資が実行された日並びに一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てが完了した日の属する年の翌年1月 31 日までの間に提出するものである。 注) 融資実行、一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てを遅くとも令和7(2025)年 12 月 31 日までの間に完了し、添付書類を全て揃えて確認申請書を遅くとも令和8(2026)年1月 31 日までの間に提出することが必要。	

※詳しくは、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱を御確認ください。

なお、ご不明な点等は表面記載の連絡先(香川県 商工労働部 経営支援課 商業・金融グループ)までお問い合わせください。